

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和2年2月6日(2020.2.6)

【公開番号】特開2019-65190(P2019-65190A)

【公開日】平成31年4月25日(2019.4.25)

【年通号数】公開・登録公報2019-016

【出願番号】特願2017-192258(P2017-192258)

【国際特許分類】

C 09 J 7/00 (2018.01)

B 32 B 27/00 (2006.01)

B 32 B 5/08 (2006.01)

E 04 F 13/08 (2006.01)

【F I】

C 09 J 7/00

B 32 B 27/00 M

B 32 B 5/08

E 04 F 13/08 101K

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月18日(2019.12.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

両面粘着テープであり、かつ構造用面材を被着体に固定させる加圧接着型粘着テープであって、

粘着剤層と、前記粘着剤層の少なくとも一方の表面に設けられたマスキング部材とを備え、

前記マスキング部材が、前記粘着剤層の表面を部分的に被覆するように設けられ、

前記マスキング部材が設けられた面を、前記構造用面材及び前記被着体の少なくともいずれかに位置調整可能に仮接着させた後、本接着させる加圧接着型粘着テープ。

【請求項2】

前記マスキング部材が、一方向又は複数方向に配列された纖維を有する請求項1に記載の加圧接着型粘着テープ。

【請求項3】

前記マスキング部材が、引き抜き可能な少なくとも1本の纖維を有する請求項1又は2に記載の加圧接着型粘着テープ。

【請求項4】

前記マスキング部材が、引き抜くときのせん断接着力が50N/本以下である纖維を有する請求項1~3のいずれか1項に記載の加圧接着型粘着テープ。

【請求項5】

前記マスキング部材は、太さが15~1000dexで、引張弾性率が15~300GPaである纖維からなる請求項1~4のいずれか1項に記載の加圧接着型粘着テープ。

【請求項6】

前記マスキング部材が、前記粘着剤層の表面全体の5~50%を被覆している請求項1~5のいずれか1項に記載の加圧接着型粘着テープ。

【請求項 7】

前記粘着剤層の厚さが 100 ~ 5000 μm である請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の加圧接着型粘着テープ。

【請求項 8】

前記粘着剤層の 25 における貯蔵弾性率が 50 万 Pa 以下である請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の加圧接着型粘着テープ。

【請求項 9】

前記構造用面材が、石膏ボードである請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の加圧接着型粘着テープ。

【請求項 10】

前記マスキング部材が設けられた面を、前記被着体に対して位置調整可能に仮接着させた後、本接着される請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の加圧接着型粘着テープ。

【請求項 11】

構造用面材と、被着体と、前記構造用面材と前記被着体の間に配置され、前記構造用面材を前記被着体に固定させる、請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の加圧接着型粘着テープとを備える建築用面構造。

【請求項 12】

前記構造用面材が、石膏ボードである請求項 1_1 に記載の建築用面構造。

【請求項 13】

前記加圧接着型粘着テープは、前記マスキング部材が設けられた面が前記構造用面材に接着される請求項 1_1 又は 1_2 に記載の建築用面構造。

【請求項 14】

請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の加圧接着型粘着テープを被着体に接着する接着方法であって、前記加圧接着型粘着テープの前記マスキング部材が設けられた面側を前記被着体に接着する接着方法。

【請求項 15】

前記マスキング部材が、引き抜き可能な繊維を含み、

前記加圧接着型粘着テープを被着体に貼付した後、前記引き抜き可能な繊維を引き抜く、請求項 1_4 に記載の接着方法。